

令和7年度

福島市の国民年金概要

(令和6年度 実績)

市民・文化スポーツ部 国保年金課

は じ め に

昭和34年4月、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がい、死亡について必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした「国民年金法」が成立しました。以来、社会情勢の変化に応じた幾度もの改正により、制度の充実が図られて今日の国民年金制度に至っています。

従来は、厚生年金・共済組合の被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象にしていたですが、昭和61年4月以後は、国民年金の適用範囲がすべての国民に拡大されました。

このような中、平成14年4月1日に、市町村における国民年金事務は、地方分権一括法に基づき「機関委任事務」から「法定受託事務」へと変更され、従来市町村が行ってきた保険料収納に関する事務が、国へ移管されるなど見直しがなされました。

さらに、平成22年1月には、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁が廃止され、新たに日本年金機構が発足しました。

平成28年度には年金の受給資格期間を10年に短縮する法律が施行されるとともに、年金の持続可能性を高めるため保険料と給付のバランスを調整するマクロ経済スライドの適用強化と、年金額の改定ルールを物価変動から原則賃金変動とする法律が公布されました。令和元年度からはマイナンバーを活用した情報連携が本格化し、手続きや事務の簡素化・効率化が進められ、デジタル化・手続きのオンライン化が進んでいます。

年金を取りまく環境が変化しても、国民年金は、老後の生活設計に不可欠なものであることに変わりはありません。今後とも市民の年金受給権を確保するため、国民年金事業の周知に努めてまいります。

ここに福島市の国民年金事務の現況を冊子にまとめましたので、資料としてお役立ていただければ幸いです。

目 次

第1章 福島市の概要

1. 市の面積の移り変わり	1
2. 世帯数及び人口の推移	1
3. 事務機構及び沿革	
(1) 機構及び事務分掌	2
(2) 国民年金のあゆみ	3

第2章 国民年金のあらまし

1. 被保険者	
(1) 強制加入被保険者	1 1
(2) 任意加入被保険者	1 1
(3) 加入状況	1 1
2. 国民年金保険料	
(1) 第1号被保険者の保険料	1 2
(2) 付加保険料	1 2
(3) 保険料の免除制度	1 2
(4) 付加保険料加入状況	1 3
(5) 保険料免除状況	1 3
(6) 保険料納付状況の比較	1 4
(7) 保険料納付状況	1 4
(8) 口座振替状況	1 5

第3章 国民年金の給付

1. 給付の種類	
(1) 新法による年金	1 6
(2) 旧法による年金	1 7
(3) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法による年金	1 7

（４）新法による年金給付の状況	18
（５）旧法による年金給付の状況	19
（６）特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法による 年金給付状況	19

第４章 国民年金事業費

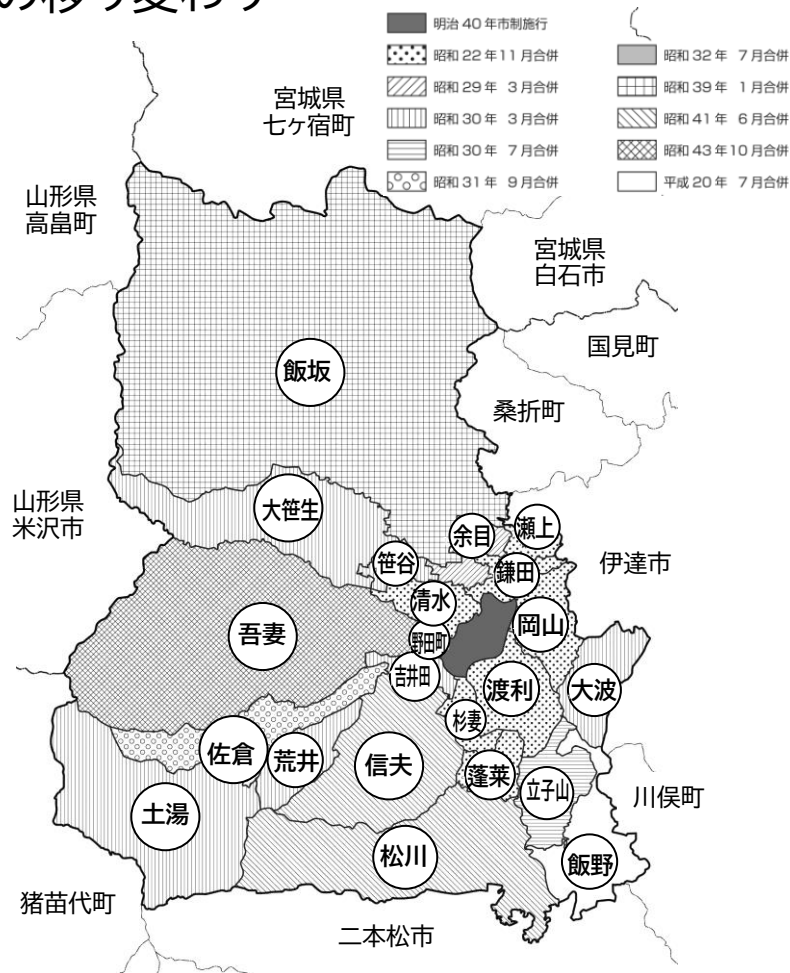
1. 国民年金事業費交付金状況	20
-----------------------	----

参考資料	21
------------	----

1. 保険料の推移	22
2. 国民年金給付額の推移	23

第1章 福島市の概要

1. 市の面積の移り変わり



2. 世帯数及び人口の推移

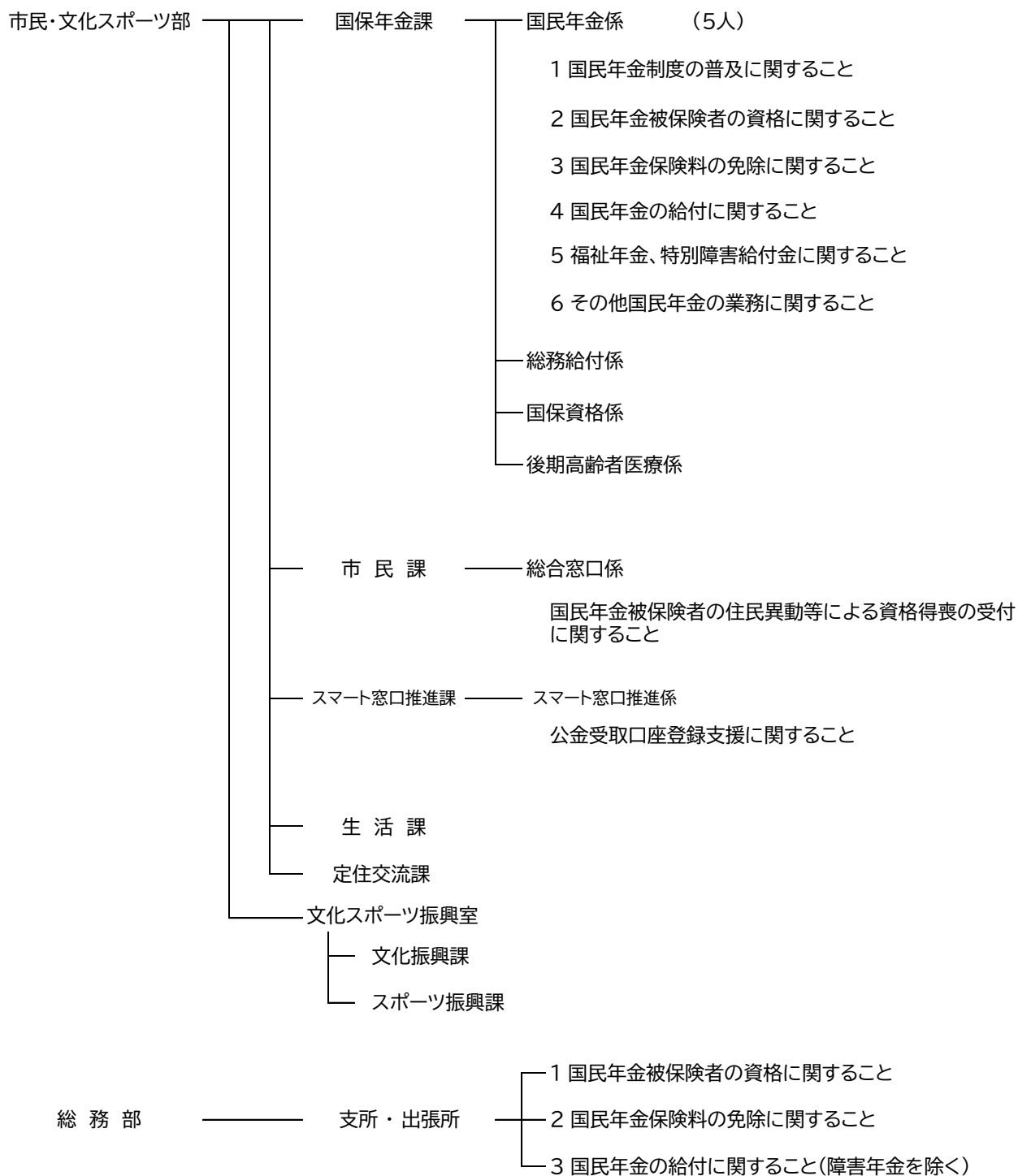
R7. 3. 31現在

区分 年度	面積(km ²)	世帯数(世帯)	人 口		
			総数(人)	男(人)	女(人)
平成27	767.72	115,879	281,823	136,636	145,187
28	//	117,444	281,455	136,749	144,706
29	//	122,966	290,584	142,641	147,943
30	//	122,130	280,002	136,270	143,732
令和元	//	122,379	277,571	135,068	142,503
2	//	123,153	276,006	134,214	141,792
3	//	123,782	274,297	133,285	141,012
4	//	124,095	271,798	131,973	139,825
5	//	124,575	269,363	130,756	138,607
6	//	124,466	266,120	129,121	136,999
7	//	124,447	262,869	127,465	135,404

※平成30年度から住民基本台帳による人口。過年度は4月1日の人口動態推計数。

3. 事務機構及び沿革

(1) 機構及び事務分掌(令和7年4月1日現在)



(2) 国民年金のあゆみ

年 月	概 要
昭和34年 4月 8月 9月 11月	国民年金法の公布 厚生部社会課社会係に福祉年金専任職員2名を配置 福祉年金の受付事務開始 国民年金法の施行 福祉年金の支給開始
昭和35年 4月 10月	社会課に年金係を新設、係長以下12名を配置 拠出年金の適用事務を開始
昭和36年 4月	拠出年金保険料徴収事務(印紙売捌き検認事務)を開始 ◎被保険者数 強制 23,586人 任意 5,028人 計 28,614人 ◎保険料納入組合 256組合 通算年金通則の施行
昭和37年 5月 7月	拠出年金の支給開始 社会保険庁発足
昭和39年 1月 4月 5月	飯坂町との合併により、国民年金被保険者7,328人を受入れ 福島市国民年金印紙購入基金条例を制定、基金を設置(基金額500万円) 民生部保健年金課年金係と改称
昭和41年 6月	松川町及び信夫村との合併により、国民年金被保険者6,311人(松川町3,541人、信夫村2,770人)を受入れ
昭和42年 9月	福島市国民年金委員設置要綱を制定、国民年金委員92名を委嘱
昭和43年 10月	吾妻町との合併により、国民年金被保険者4,664人を受入れ
昭和44年 11月	国民年金委員を117名に増員
昭和45年 1月 2月 5月 7月 10月	5年年金を新設(昭和45年6月まで) 福島市国民年金委員会を設立 農業者年金基金法の公布 第1回目の特例納付を実施(昭和45年6月まで) 所得比例制度(付加年金)導入
昭和46年 12月	福島市国民年金委員会を解消し、福島市国民年金協議会を設立 国民年金委員を256名に増員(定数260名)
昭和47年 4月 7月	保険料納付方式をスタンプ方式から納付書方式(規則検認)に切り替え 国民年金事務を機械処理とし、県中央計算センターに委託 支所国民年金事務職員を本庁に集中、係長以下17名とした 生活環境部国保年金課年金係と改称
昭和48年 10月 11月	5年年金の再開(昭和49年3月まで) 年金給付に物価スライド制を導入
昭和49年 1月 3月	老齢特別給付金の新設 第2回特例納付を実施(昭和50年12年まで) 2級障害福祉年金の新設
昭和50年 2月 7月 12月	5年年金の支給開始 再開5年年金の支給開始 国民年金委員を260名(定数)に増員
昭和51年 10月	障害年金、遺児年金に通算制度を新設 年金組合長会議を一般納税組合、国保税組合と合同開催
昭和52年 4月 5月 12月	保険料納付通知書のOCR(光学文字読取方式)化 福祉年金支払期月の変更(4月、8月、12月) 国民年金委員を266名に増員

年 月	概 要
昭和53年 4月 7月	年金係(定員18名)は年金業務係(9名)と年金保険料係(8名)となる 第3回目の特例納付を実施(昭和55年6月まで) 適用特別対策事業実施(昭和61年まで)
昭和54年 4月 12月	保険料の口座振替制度導入 国民年金委員を269名(定数)に増員
昭和56年 4月 8月 12月	福祉部国保年金課と改称 老齢福祉年金に所得による一部支給停止を新設 国民年金委員を271名(定数)に増員
昭和57年 1月	外国人にも国民年金適用(国籍要件撤廃)
昭和60年 5月 12月	国民年金法等の一部を改正する法律公布 共済年金改正4法公布
昭和61年 4月	基礎年金の導入、給付と負担の適正化、婦人の年金権の確立を内容とする 国民年金法等の一部を改正する法律及び共済年金改正4法施行
昭和62年 7月 10月 11月	検認特別対策事業実施(昭和63年まで) 住民情報オンライン導入 福島市国民年金協議会代議員による先進都市視察研修を実施(毎年)
昭和63年 4月 10月	保険料納付を「期別納付」から「毎月納付」に切り替え 都道府県国民年金課及び社会保険事務所で行っていた障害、遺族給付業務を 社会保険庁で行う
平成 元年 4月 7月 10月 11月 12月	国民年金業務(資格、保険料)のオンライン開始 適用特別対策・検認特別対策事業実施(平成2年まで) 国民年金業務(給付)のオンライン開始 優良国民年金委員表彰制度を創設 国民年金法改正法成立 財政再計算による年金額の引上げ、完全自動物価スライド制の実施
平成 2年 2月	年金支払期日の変更(年4回から6回へ)
平成 3年 4月	国民年金基金の創設(5月福島県国民年金基金の設立) 学生の強制加入の実施
7月	福祉部国民年金課(定員18名)を新設、資格係(8名)、保険料係(9名)となる 老齢福祉年金証書の交付を簡易書留による郵送方式に切り替え 適用特別対策・検認特別対策及び学生特別対策事業実施(平成4年まで)
平成 4年 7月	第30回全国都市国民年金協議会総会を福島市で開催
平成 5年 4月 7月	市民生活部国民年金課と改称 都市対策事業開始
平成 6年 1月 11月	福島市国民年金嘱託推進員設置要綱制定、嘱託推進員2名を置く 基礎年金の引上げ、障害基礎年金・遺族基礎年金の改善等を内容とした 国民年金法等の一部を改正する法律公布
平成 7年 4月 12月	第3号特例届出開始(平成9年3月まで) 短期在留外国人への脱退一時金の新設 受給権を満たさない65歳以上70歳未満の者の任意加入の特例を実施 国民年金委員を272名(定数)に増員
平成 8年 4月	永住帰国した中国残留邦人等に対する特例措置の実施
平成 9年 1月 4月	基礎年金番号の導入 旧三共済年金(JR・JT・NTT)を厚生年金に統合 嘱託推進員3名を増員、5名とする
平成10年 1月	年金受給権者の現況届への市町村長の生存証明の廃止(特別支給を除く)

年 月	概 要
平成12年 4月	地方分権一括法の施行により、国民年金事務の一部が市町村の法定受託事務となる 学生納付特例制度の創設 郵便官署の口座振替開始
平成14年 3月	都市対策事業が保険料収納等強化対策となる 福島市国民年金委員設置要綱、表彰要綱の廃止 福島市国民年金協議会の解散 優良国民年金組合等表彰要綱の廃止(組合3月解散) 福島市国民年金嘱託推進員設置要綱の廃止
4月	国民年金保険料収納事務の国への移管(社会保険事務所で実施) 保険料の印紙納付方式の廃止 国民健康保険課と統合、国保年金課国民年金係(9名)とする 第3号被保険者関係届出を事業主経由への変更 保険料免除制度に半額免除が加わる 農林共済年金を厚生年金に統合
平成15年 3月	オンラインシステムの切り替え(保険料関係業務を削除)
4月	国保年金課に国民年金担当の主幹を置く。国民年金係(8名)とする 年金額の物価スライドを4年ぶりに適用(合計△2.6%のところを△0.9%に抑えた)
平成16年 4月	2年連続で年金額の減額改定(△0.3%)
6月	国民年金法等の一部を改正する法律公布
平成17年 4月	保険料の引上げに上限設定、年金額の調整にマクロ経済スライド改定を導入 特定障害者(任意未加入期間に初診日のある障害)に対する特別障害給付金制度の創設(議員提案)
	国民年金保険料月額13,580円、年金額の据え置き 若年者納付猶予制度の創設、申請免除の遡及適用開始 口座振替割引制度の拡大(早割)
7月	保険料の全額免除・若年者納付猶予の継続申請開始(申請免除申請手続きの簡素化)
平成18年 4月	国民年金保険料月額13,860円、年金額の減額改定(△0.3%) 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給が可能となる 障害基礎年金等の納付要件の特別措置の延長
5月	保険料の不正免除問題発覚
7月	保険料免除制度に4分の3免除、4分の1免除が加わる(多段階免除制度の開始)
8月	平成17年度分等の免除等の申請期限を10月まで延長
12月	現況届の提出が原則不要(住基ネットの活用)
平成19年 4月	国民年金保険料月額14,100円、年金額の据え置き 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書の市町村長による生存証明の廃止 受給権者の申出による年金給付の支給停止制度の導入
5月	年金記録問題発覚
6月	年金時効特例法可決
10月	日本郵政公社の民営化に伴い老齢福祉年金の口座振込開始
12月	「ねんきん特別便」の発送開始
平成20年 2月	クレジットによる納付開始
4月	国民年金保険料月額14,410円、年金額の据え置き 短期被保険者証の交付と市町村の納付受諾制度開始(福島市は受諾せず)
7月	飯野町との合併により、国民年金被保険者1,201人を受け入れ
12月	ゆうちょ銀行での未支給年金及び未支給の給付の口座振込開始

年 月	概 要
平成21年 4月	国民年金保険料月額14,660円、年金額の据え置き 基礎年金に係る国庫負担割合を3分の1から2分の1とする 「ねんきん定期便」の送付開始
	6月 COKAS-X稼働(年金サブシステム運用開始)
平成22年 1月	社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足
4月	国民年金保険料月額15,100円、年金額の据え置き
9月	国民年金法等の一部を改正する法律公布 障害基礎年金の受給権発生後に生まれた子についても加算対象
平成23年 2月	「ねんきんネット」サービス開始
3月	東日本大震災発生
4月	国民年金保険料月額15,020円、年金額の減額改定(△0.4%) 総合窓口開設に伴い市民課へ2名異動。国民年金係6名体制となる
8月	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための、 国民年金法等の一部を改正する法律公布
平成24年 4月	国民年金保険料月額14,980円、年金額の減額改定(△0.3%)
8月	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の 一部を改正する法律公布
	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律公布
10月	年金確保支援法による「後納制度」施行。過去10年分の未納の保険料が納付 可能となる(平成27年9月30日まで)
11月	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律公布 年金生活者支援給付金の支給に関する法律公布
平成25年 4月	国民年金保険料月額15,040円、年金額の据え置き
8月	「ねんきんネット」導入
10月	特例水準解消のため年金額の減額が、平成25年度から平成27年度までの3年 間で実施される。平成25年度は10月から 年金額の減額改定(△1.0%)
平成26年 4月	国民年金保険料月額15,250円、年金額の減額改定(△0.7%特例水準減額を含む) 国民年金保険料の2年前納制度(口座振替のみ)の導入 消費税8%引き上げにあわせ、年金機能強化法等が施行
	①基礎年金国庫負担2分の1を恒久化
	②保険料免除に係る遡及期間の見直し(過去2年分まで)
	③法定免除期間に係る保険料の取扱いの改善
	④付加保険料の納付期限の延長(過去2年分まで)
	⑤遺族基礎年金の父子家庭へ支給拡大
	⑥未支給年金の請求範囲が3親等以内の親族まで拡大
	⑦70歳到達後の繰下げ支給に係る支給開始時期の見直し
	⑧障害年金の額改定請求に係る待機期間の緩和(1年待たずに可能)
	⑨任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入
	⑩所在不明高齢者に係る届出義務化
	⑪国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善(還付等可能)
6月	年金事業運営改善法公布
9月	東北厚生局市町村照会ページ開設
10月	学生納付特例事務法人制度の見直し(申請受理の時点での納付猶予が認められる)
平成27年 3月	年金記録訂正手続きの創設
4月	国民年金保険料月額15,590円、年金額は初のマクロ経済スライド適用による 改定 (マクロ経済スライド△0.9%+賃金上昇率2.3%+特例水準の解消△0.5%=0.9%) 第3号被保険者不整合期間の最大10年分特例追納が可能(平成30年3月31日まで)

年 月	概 要
平成27年 6月 7月 9月 10月	日本年金機構からサイバー攻撃により年金記録流出 厚生労働省作成「業務支援ツール」の利用開始 「10年の後納制度」が終了 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、「5年の後納制度」がスタート（平成30年9月30日まで） 障害年金の初診日を証明する書類を添付できない場合、第三者証明など合理的に推定できる書類の提出により本人の申立が認められる取扱いが開始 被用者年金制度の一元化により、共済組合加入者も厚生年金加入となる
平成28年 1月 4月 7月 10月 11月 12月	指定民間事業者が国民年金保険料の全額免除・納付猶予申請を受託可能となる 日本年金機構で市町村専用コールセンター開設 日本年金機構で障がい年金センター開設 国民年金保険料月額16,260円、年金額は据え置き（物価変動率0.8% 名目手取り賃金変動率△0.2% マクロ経済スライド調整率△0.7%につき、据え置き） 付加保険料の納付特例制度スタート（平成31年3月まで） 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設 納付猶予対象者を30歳未満から50歳未満へ拡大（平成37年6月30日まで） 国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドラインが実施される 短時間労働者の厚生年金の適用拡大 日本年金機構に提出する住民票の写しに個人番号の記載が可能となる 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布（受給資格期間を10年に短縮） 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の公布（マクロ経済スライドの適用強化と受給額の賃金変動に合わせた改定の徹底）
平成29年 1月 4月 6月 8月 9月	福島事務センターが仙台広域事務センターへ統合 国民年金保険料月額16,490円、年金額は減額改定（△0.1%）（物価変動率△0.1% 名目手取り賃金変動率△1.1% マクロ経済スライド調整率△0.5%につき、物価変動率で改定） 国民年金係職員が5名と嘱託職員1名の体制となる 国民年金保険料の2年前納で納付書・クレジットカードの納付を導入 国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布（継続審査の際に、納付猶予対象者の全額免除審査を行う） 受給資格期間の10年短縮が施行 外国籍の者について滞在資格に関係ない職権適用開始 障がい年金の差引認定について基準改正
平成30年 3月 4月 9月 12月	平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族申告書の書式変更（個人番号記載） 個人番号で各種届が可能に（3月5日個人番号の使用開始） 各種届の電子媒体による報告と処理結果一覧表の電子媒体化開始 国民年金保険料月額16,340円、年金額は据え置き（物価変動率0.5% 名目手取り賃金変動率△0.4% マクロ経済スライド調整率△0.3%につき、据え置き） 年金額改定ルールの見直し（マクロ経済スライドの未調整分をキャリアオーバー） 特定受給者の年金額変更（訂正後の記録に基づく年金額が従来の9割のいずれか高い額） 「5年の後納制度」終了 障害年金の業務改善に係る改正省令、告示を公布（20歳前障害年金の所得状況届を原則廃止し、障害状態確認届の提出期限を変更。障害状態確認届の作成期間を拡大） 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則を公布

年 月	概 要
平成31年 3月 4月	「国民年金の特定付加保険料制度」終了 マイナンバーを活用した情報連携の開始に向けた改正省令の公布 国民年金保険料月額16,410円、年金額は前年度より0.1%の引き上げ(名目手取り賃金変動率0.6%、マクロ経済スライド調整率△0.2%、前年度までのマクロ経済スライド未調整分△0.3%で、改定率は0.1%) 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の開始 年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第5条第1項の規定に基づく、施行日前の認定の請求の開始 マイナンバーを活用した情報連携(日本年金機構等から地方公共団体へ等への情報照会)の試行運用開始
令和元年 7月 8月 10月	20歳前障害年金について、所得状況届を原則廃止し、障害状態確認届(診断書)の提出期限を誕生日末日の変更(7月1日施行) 障害状態確認届(診断書)の作成期間を3か月間に拡大。(送付を3か月前に前倒し)(8月1日施行) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行 国民年金関係事務におけるマイナンバー情報連携の本格運用の開始 国民年金保険料免除申請書への別世帯配偶者の個人番号の記載開始 国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布(国民年金保険料免除等の未申告者の取扱いの見直し。保険料免除及び学生納付特例申請書欄の所得の申立欄の削除等)
令和2年 4月 5月 6月 8月 12月	20歳到達者の職権適用 国民年金保険料月額16,540円、年金額は前年度より0.2%の引き上げ(名目手取り賃金変動率0.3%、マクロ経済スライド調整率△0.1%で、改定率は0.2%) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料等に係る臨時特例手続き等について発出 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料等に係る臨時特例措置の受付を開始 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律公布 主な改正点 ◎国民年金手帳の廃止 ◎老齢基礎年金の繰り下げ受給上限年齢を70歳から75歳へ拡大 ◎国民年金保険料免除の特例(納付猶予)の延長 ○短時間労働者に対する被用者保険の企業規模要件の拡大 ○低在職老齢厚生年金の支給停止基準額の引き上げ 離婚時の年金分割、請求期限の特例が1か月から6か月へ 押印又は署名を求めている手続きについて、届書等の被保険者の押印等を不要とし、様式(一部を除く)中の押印欄を削除
令和3年 2月 3月 4月	令和3年福島県沖地震発生。被害を受けた国民年金第1号被保険者に対する災害に伴う保険料の免除を適用 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた障害年金診断書の特例措置を実施 平成30年税制改正への対応として、国民年金保険料の免除や学生納付特例、20歳前障害基礎年金の支給停止等の制度の所得基準額等を、一律10万円引き上げるための政令改正を公布 国民年金保険料月額16,610円、年金額は前年度より0.1%の引き下げ(物価変動率0.0%、名目手取り賃金変動率△0.1%、令和3年度新ルール導入により、改定率は△0.1%、マクロ経済スライド調整率△0.1%は翌年度以降繰り越し)

年 月		概 要
令和3年	4月	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の内、以下の改正規定を施行 ◎脱退一時金の支給上限を現行の3年から5年に引き上げ ◎未婚のひとり親を申請全額免除基準へ追加 ◎国民年金の任意加入被保険者の対象から医療滞在ビザを有する者等を除外 ◎寡婦年金を支給しないこととする要件を、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときに見直し 令和2年税制改正への対応として、国民年金保険料の一部免除や学生納付特例、20歳前障害基礎年金の支給停止、年金生活者支援給付金の支給要件等に係る規定について、地方税法に定めるひとり親控除を受けた者には、35万円を控除する改正規定を適用
	5月	インターネットによる年金相談予約開始
	8月	令和2年改正法のうち20歳前障害基礎年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の所得情報の切替月を8月から10月に変更
令和4年	1月	国民年金法施行令等の一部を改正する政令を施行、障害基礎年金等の支給要件である障害状態の基準のうち、視覚障害に係る基準の見直し等を実施
	3月	令和4年福島県沖地震発生。被害を受けた国民年金第1号被保険者に対する災害に伴う保険料の免除を適用
	4月	国民年金保険料16,590円、年金額は前年度より0.4%の引き下げ(物価変動率△0.2%、名目手取り賃金変動率△0.4%)、マクロ経済スライド調整率△0.2%は、すでに繰り越されている△0.1%とともに、合計△0.3%が5年度以降に繰り越しとなる 年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律が施行 主な改正点 ◎繰り下げ受給の上限年齢の引き上げ(70歳から75歳) ◎繰り下げ待機月数の上限の引き上げ(60月から120月) ◎繰り上げ減額率の引き下げ(0.5%/月から0.4%/月) ◎在職老齢年金制度の見直し(60歳以上65歳未満の方の在職老齢年金の支給停止基準額が28万円から47万円に引き上げ) ◎加給年金の支給停止規定の見直し ◎在職定時改定の導入(在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者の年金額が毎年1回定時改定) ◎国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ切り替え
	5月	マイナポータルからの電子申請を開始(被保険者の資格取得(変更)、保険料免除・納付猶予、学生納付特例)
令和5年	7月	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について令和4年度も継続
	2月	スマホアプリによる国民年金保険料納付開始
	3月	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について令和4年度をもって終了
	4月	国民年金保険料16,520円、年金額は、名目手取り賃金変動率(2.8%)及び物価変動率(2.5%)がともにプラスとなり、かつ、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回るため、67歳以下の方は名目手取り賃金変動率、68歳以上の方は物価変動率を用いて改定。また令和5年度のマクロ経済スライドによる調整率(△0.3%)と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整率△0.3%をそれぞれ差し引き、67歳以下の方は2.2%の引き上げ、68歳以上の方は1.9%の引き上げとなる。

年 月	概 要
令和5年 10月	年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行による所得基準額が改定 ①所得基準 781,200円から778,900円に改定 ②補足的所得基準額 881,200円から878,900円に改定
令和6年 1月	COKAS－i稼働(「市町村の国民年金事務のためのシステムに係る標準仕様書」に準拠した国民年金オンライン処理システムへ更新)
3月	マイナポータルからの電子申請を追加(付加保険料、口座振替、産前産後免除)
4月	国民年金保険料16,980円、年金額は、名目手取り賃金変動率がプラス3.1%、物価変動率がプラス3.2%だったため、額改定ルールに基づき賃金変動率によって改定。また令和6年度のマクロ経済スライドによる調整率△0.4%を差し引き、68歳以下、69歳以上の方共に2.7%の引き上げとなる。
6月	マイナポータルからの電子申請を追加(老齢年金請求書の簡易な電子申請)
10月	年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行による所得基準額が改定 ①所得基準 778,900円が、69歳以上の者は787,700円、68歳以下の者は789,300円以下に改定 ②補足的所得基準額 878,900円が、69歳以上の者は887,700円、68歳以下の者は889,300円以下に改定
令和7年 1月	マイナポータルからの電子申請を追加 ①老齢年金請求(65歳前から老齢年金を受け取っていた方) ②年金受取機関変更届 ③年金生活者支援給付金請求
3月	マイナポータルからの電子申請を追加(加給年金対象者がいる老齢年金請求)
4月	国民年金保険料17,510円、年金額は、名目手取り賃金変動率がプラス2.3%、物価変動率がプラス2.7%だったため、額改定ルールに基づき賃金変動率によって改定。また令和7年度のマクロ経済スライドによる調整率△0.4%を差し引き、69歳以下、70歳以上の方共に1.9%の引き上げとなる。
6月	「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和7年改正法) 公布 主な改正点 ◎被用者保険の適用拡大等(企業規模要件を令和9年10月から段階的に引下げ等) ◎在職老齢年金制度の見直し(65歳以上の方の在職老齢年金の支給停止基準額を50万円から62万円へ引上げ) ◎遺族年金の見直し ◎厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ(65万円から75万円に段階的に引上げ) ○私的年金制度の見直し(加入可能年齢の上限を70歳未満に引上げ) ※附則:基礎年金の底上げ策を明記 ※施行期日は改正点ごとに異なる。
10月	年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行による所得基準額が改定 ①所得基準 70歳以上の者は787,700円から806,700円以下に改定、69歳以下の者は789,300円から809,000円以下に改定 ②補足的所得基準額 70歳以上の者は887,700円から906,700円以下に改定、69歳以下の者は889,300円から909,000円以下に改定

第2章 国民年金のあらまし

1. 被保険者

国民年金の被保険者には、必ず加入しなければならない「強制加入」と、希望により加入できる「任意加入」の2種類がある。

(1) 強制加入被保険者

国民年金に必ず加入しなければならない人で、次の3種類に分けられる。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、学生など、被用者年金制度(第2号及び第3号被保険者)に加入していない人
第2号被保険者	厚生年金に加入している人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人

(2) 任意加入被保険者

強制加入の対象者とならない人でも、次の人は希望すれば任意加入できる。

①海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方

②日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

(任意加入の特例)

昭和40年4月1日以前生まれの方で受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方

(3) 加入状況

(単位:人)

区分 年度	被 保 険 者 数			
	第1号被保険者		第3号被保険者	合 計
	強制加入	任意加入		
平成27	31,639	294	18,710	50,643
28	29,506	297	17,948	47,751
29	27,724	279	17,387	45,390
30	27,086	270	16,638	43,994
令和元	26,516	250	15,929	42,695
2	26,516	235	15,262	42,013
3	26,163	257	14,499	40,919
4	25,675	256	13,534	39,465
5	25,343	277	12,763	38,383
6	24,864	243	11,723	36,830

※第2号被保険者については、被用者年金各法に基づき適用されるため除く。

※各年度とも、年度末の人員を示している。

2. 国民年金保険料

国民年金保険料を個別に納めるのは第1号被保険者のみである。第2号及び第3号被保険者は、それぞれの年金制度が拠出金の形で基礎年金の費用を負担するので、国民年金保険料として個別に納める必要はない。

(1) 第1号被保険者の保険料

定額保険料となっている。平成16年の法律改正により、平成17年度から平成29年度にかけて段階的(毎年280円)に保険料を引上げることになった。平成31年度は産前産後期間の保険料免除制度の施行に伴い、保険料(月額100円)が引き上げられたが、実際の保険料は、平成16年の法律改正により決められた保険料に物価や賃金の動向に応じた保険料改定率により変動する。

(2) 付加保険料

第1号被保険者は、希望により付加保険料を納めることができる。ただし国民年金基金の加入者または、保険料の免除者は付加保険料を納めることができない。

また、農業者年金の被保険者になった場合は加入しなければならない。

(3) 保険料の免除制度

保険料を納めることが困難な人には、保険料の免除制度がある。

法定免除	次のいずれかに該当したときには、その期間免除される。 ①障害年金のうち政令で定めるものを受けているとき ②生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けているとき ③上記以外で厚生労働省令で定める施設に入所しているとき
申請免除	次のいずれかに該当したとき、日本年金機構に申請して認められた場合免除される。 ①申請者本人・申請者の配偶者・世帯主、それぞれの前年の合計所得が一定の所得以下のとき(前年の合計所得に応じ、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除がある) ②障がい者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得が一定の所得以下のとき ③生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けているとき ④天災、その他厚生労働省令で定める保険料を納付することが著しく困難であるとき ⑤特定障害者に対する特別障害金支給に関する法律による特別障害給付金を支給されているとき
学生納付特例	平成12年4月より、通常、学生は収入が少なく一般の被保険者よりも納付困難な場合が多いため、対象校に在籍し次のいずれかに該当したとき、日本年金機構に申請して認められると、その年度末までの保険料の納付が猶予される。 ①学生本人の前年の合計所得が一定の所得以下のとき ※申請免除の②・③・④・⑤に該当するとき
納付猶予	学生ではない50歳未満の者を対象に、本人と配偶者の所得が低額により納付困難な場合には、次のいずれかに該当したとき、日本年金機構に申請して認められると保険料の納付が猶予される。 ①申請者本人・申請者の配偶者、それぞれの前年の合計所得が一定の所得以下のとき ※申請免除の②・③・④・⑤に該当するとき
産前産後免除	次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される。対象となるのは出産日が平成31年2月1日以降の方。所得に関係なく保険料が免除となり、免除期間は保険料納付済期間に算入される。 ①免除期間は出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間。なお、多胎の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間 ※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)をいう。 ②申請時期は出産予定日6か月前以降。出産後でも申請可(期限なし)

※学生納付特例の対象となる人については、申請免除・納付猶予は適用されない。

※任意加入被保険者は、申請免除・学生納付特例・納付猶予はできない。

※免除・学生納付特例・納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば遡って納めることができる。(経過期間に応じ当時の保険料に一定額が加算される)

(4) 付加保険料加入状況

	付加年金被保険者数			
	強制加入(人)	任意加入(人)	合計(人)	加入率(%)
平成27	86	1,377	1,463	7.6
28	80	1,313	1,393	8.0
29	80	1,261	1,341	8.6
30	82	1,300	1,382	9.2
令和元	85	1,247	1,332	9.4
2	92	1,279	1,371	10.1
3	97	1,312	1,409	10.4
4	93	1,281	1,374	10.5
5	104	1,267	1,371	10.4
6	112	1,233	1,345	10.6

(5) 保険料免除状況

区分 年度	保 険 料 免 除 者 数									
	法定免除 (人)	申 請 免 除 (人)							合計 (人)	免除率 (%)
		全額	4分の3	半額	4分の1	学生納付 特例	納付 猶予	小計		
平成27	2,781	4,122	489	281	154	3,936	925	9,907	12,688	40.8
28	2,803	3,857	381	297	144	3,698	1,259	9,636	12,439	40.1
29	2,816	3,796	356	282	126	3,738	1,336	9,634	12,450	42.2
30	2,823	3,696	338	209	120	3,842	1,387	9,571	12,394	45.8
令和元	2,940	3,887	295	194	116	3,745	1,414	9,651	12,591	47.5
2	3,014	4,310	278	202	107	3,784	1,451	10,132	13,146	49.6
3	3,101	4,252	259	178	99	3,595	1,440	9,823	12,924	49.4
4	3,233	4,265	229	168	91	3,388	1,456	9,597	12,830	50.0
5	3,265	4,092	199	178	92	3,184	1,468	9,213	12,478	49.2
6	3,303	4,008	250	181	115	3,083	1,502	9,139	12,442	50.0

※半額免除制度は、平成14年4月開始。多段階免除制度は、平成18年7月開始(4段階)。
 納付猶予は、平成17年4月開始、平成28年7月対象年齢を30未満から50歳未満に拡大。
 平成26年4月から、2年1か月遡り申請受付開始。

※加入率は、 $\frac{\text{付加年金被保険者数}}{\text{第1号被保険者数} - \text{保険料免除者数}}$

※免除率は、 $\frac{\text{保険料免除者数}}{\text{強制加入者数}}$

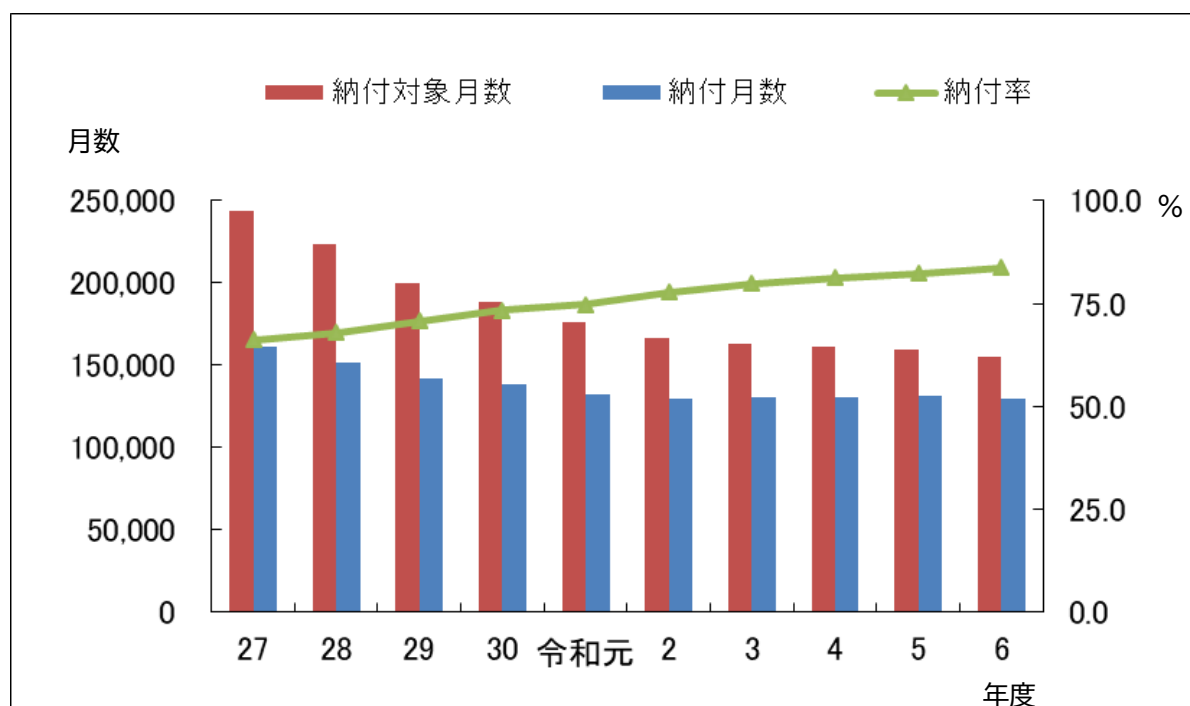
(6) 保険料納付状況の比較

区分 年度	福島市(%)	福島県(%)	全国(%)
令和4	81.3	78.0	76.1
5	82.3	79.9	77.6
6	83.7	80.8	78.6

(7) 保険料納付状況

区分 年度	納付対象月数(月) (A)	納付月数(月) (B)	納付率(%) (B)／(A)	前年比(ポイント)
平成27	243,901	161,568	66.2	△0.9
28	223,155	151,412	67.9	1.7
29	200,144	141,585	70.7	2.7
30	188,558	138,203	73.3	2.6
令和元	176,224	131,888	74.8	1.5
2	166,861	129,649	77.7	2.9
3	162,891	130,161	79.9	2.2
4	161,163	130,980	81.3	1.4
5	159,406	131,192	82.3	1.0
6	155,249	129,966	83.7	1.4

※平成14年4月1日以降、保険料徴収に関する事務は国へ移管された。



(8) 口座振替状況

区分 年度	口座振替対象者(人)	口座振替加入者(人)	口座振替加入率(%)
令和2	14,192	5,105	36.0
3	14,032	4,993	35.6
4	13,589	4,815	35.4
5	13,611	4,760	35.0
6	13,211	4,671	35.4

※口座振替対象者には、保険料免除者を除いている。

※平成17年4月より口座振替「早割制度」が導入された。

※国民年金保険料は、年末調整や確定申告で、全額社会保険料控除の対象になる。

第3章 国民年金の給付

1. 給付の種類

(1) 新法による年金(原則として、昭和61年4月1日以降に年金受給権が発生した場合)

基 礎 年 金	老齢基礎年金	原則として、保険料を納めた期間と免除期間及び合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)を合わせて10年以上ある人が、65歳になったとき。 付加保険料を併せて納めた場合には、老齢基礎年金の支給と併せて、付加年金が加算される。
	障害基礎年金	原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気やケガのために体が不自由になり、国民年金法の障がいの程度に該当するとき。 また、20歳前に初診日がありその後障がい者になったとき、またはかつて被保険者であった人が、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やケガのために体が不自由になり、国民年金法の障がいの程度に該当するとき。
	遺族基礎年金	原則として、第1号被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間25年間を満たした人が死亡したとき、一定の納付要件を満たしていれば、その人によって生計を維持されていた次の遺族に支給される。 ①18歳未満(障がいのある子は、20歳未満)の子のある配偶者 ②18歳未満(障がいのある子は、20歳未満)の子 ※18歳未満の子は18歳に達した年度末まで、配偶者が受給している間は、子は支給停止。
そ の 他 の 給 付	寡婦年金	第1号被保険者として、保険料を納めた期間が10年以上ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持され、10年以上婚姻関係にあった妻に対して、60歳から65歳になるまでの間支給される。 ただし、死亡した夫が老齢基礎年金又は障害基礎年金を受けていたとき、また、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている時は支給されない。
	死亡一時金	第1号被保険者として、保険料を36月以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したときに、生計を維持していた遺族に対して支給される。 ただし、遺族基礎年金が受けられる場合は、支給されない。
	特別一時金	障害年金等の受給権者であって、昭和61年4月1日以前に国民年金に任意加入した人、または法定免除された保険料を追納した人については、保険料の納付期間に応じて支給される。
	短期在留外国人への脱退一時金	第1号被保険者として、保険料納付済期間が6ヶ月以上ある外国人で、年金を受けられないまま帰国した場合に、帰国後2年以内に請求し支給される。

(2) 旧法による年金(原則として、昭和61年3月31日以前に年金受給権が発生した場合のみ)

老齢年金 (旧法)	原則として、大正15年4月1日以前に生まれた人で、保険料納付済期間や免除期間を合わせて一定期間(年齢に応じて24年から10年まで短縮)ある人が65歳になったときに支給される。 国民年金制度が創設されたとき、明治44年4月2日以後に生まれた人(当時54歳以下)は強制加入、明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人は任意加入。 【10年年金】 明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人が、10年間任意加入して保険料を支払ったとき。 【5年年金】 明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人が、5年間任意加入して保険料を支払ったとき。
通算老齢年金 (旧法)	他の公的年金制度の納付済期間を合わせて25年以上(老齢年金と同じく短縮)ある人が65歳になったときに支給される。
障害年金 (旧法)	障害認定日が昭和61年3月31日以前にある人で、一定の保険料納付要件を満たしている人が、原則として国民年金の被保険者期間中に初診日のある病気やケガのために体が不自由になり、国民年金法(旧法)に定める程度の障がいに該当するときに支給される。

(3) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法による年金

特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がい者に対して、福祉的措置として、平成17年度に創設された。 平成3年3月以前に学生だった期間及び昭和61年3月以前に厚生年金等の加入者の配偶者だった期間に国民年金に任意加入していなかった方が、その期間に初診日がある病気やケガが原因で障がいが残った場合、一定の条件を満たしていれば支給される。
---------	---

(4) 新法による年金給付の状況

【基礎年金】

区分 年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金	
	件数 (件)	年金額 (千円)	件数 (件)	年金額 (千円)	件数 (件)	年金額 (千円)
平成27	71,406	48,031,086	4,549	3,934,431	635	481,857
28	73,421	49,578,600	4,677	4,036,113	643	490,666
29	75,975	51,123,865	4,775	4,109,190	607	462,251
30	77,379	52,218,325	4,874	4,188,391	570	436,793
令和元	78,593	53,239,449	4,994	4,291,512	531	410,085
2	79,784	54,346,953	5,113	4,393,853	533	412,835
3	80,545	54,985,218	5,227	4,485,985	553	424,678
4	80,934	55,207,498	5,339	4,557,600	549	423,677
5	81,344	56,731,762	5,389	4,687,198	530	419,639
6	81,640	58,653,283	5,487	4,888,924	529	433,240

【その他の給付】

区分 年度	寡婦年金		特別一時金	
	件数 (件)	年金額 (千円)	件数 (件)	年金額 (千円)
平成27	37	17,105	0	0
28	29	13,376	0	0
29	27	11,841	0	0
30	28	12,383	0	0
令和元	25	10,455	0	0
2	20	8,194	0	0
3	18	7,461	0	0
4	16	6,113	0	0
5	13	5,261	0	0
6	16	6,719	0	0

※寡婦年金の旧法による給付を含む。

(5) 旧法による年金給付の状況

区分 年度	老齢年金(旧法)		通算老齢年金(旧法)		障害年金(旧法)	
	件数 (件)	年金額 (千円)	件数 (件)	年金額 (千円)	件数 (件)	年金額 (千円)
平成27	2,110	933,027	1,612	328,766	157	140,805
28	1,770	783,218	1,401	283,892	142	127,546
29	1,494	664,550	1,216	248,545	133	119,623
30	1,256	561,913	1,029	214,003	122	109,686
令和元	1,036	463,060	854	178,625	117	104,923
2	823	366,456	716	152,525	107	95,563
3	666	292,702	565	119,297	100	89,218
4	516	222,920	442	93,392	86	76,418
5	408	178,814	330	71,208	82	74,514
6	325	143,422	257	55,652	76	70,801

(6) 特定障害者に対する特別障害給付金の 支給に関する法による年金給付状況

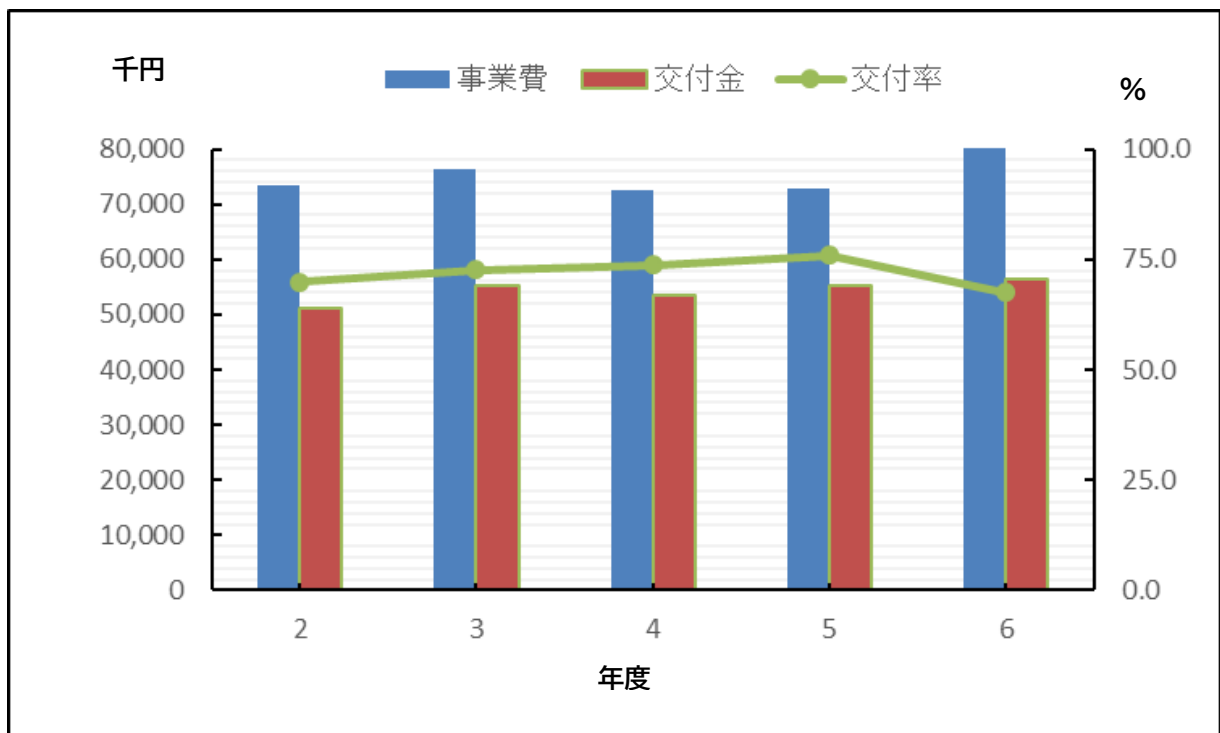
区分 年度	特別障害給付金	
	件数 (件)	給付額 (千円)
平成28	35	13,950
29	35	13,451
30	33	12,181
令和元	32	11,776
2	31	10,952
3	30	9,794
4	30	8,762
5	18	7,844
6	17	7,789

第4章 国民年金事業費

1. 国民年金事業費交付金状況

国民年金法により、国民年金事業に要する費用は、国庫負担となっており、市町村に事務費が交付される。

区分 年度	事業費(円) (A)	交付金(円) (B)	差 額(円) (A)－(B)	交付率(%) (B)／(A)
令和2年	73,360,346	51,199,481	22,160,865	69.8
3	76,211,822	55,386,019	20,825,803	72.7
4	72,614,331	53,574,331	19,040,000	73.8
5	72,698,045	55,242,111	17,790,427	76.0
6	83,681,020	56,521,850	27,159,170	67.5



参 考 資 料

1. 保険料の推移
2. 国民年金給付額の推移

1. 保険料の推移

(単位:円)

時 期	定額保険料	
	35歳未満	35歳以上
昭和 36年 4月 ~	100	150
42年 1月 ~	200	250
44年 1月 ~	250	300
45年 7月 ~	450	
47年 7月 ~	550	
49年 1月 ~	900	
50年 1月 ~	1,100	
51年 4月 ~	1,400	
52年 4月 ~	2,200	
53年 4月 ~	2,730	
54年 4月 ~	3,300	
55年 4月 ~	3,770	
56年 4月 ~	4,500	
57年 4月 ~	5,220	
58年 4月 ~	5,830	
59年 4月 ~	6,220	
60年 4月 ~	6,740	
61年 4月 ~	7,100	
62年 4月 ~	7,400	
63年 4月 ~	7,700	
平成 元年 4月 ~	8,000	
2年 4月 ~	8,400	
3年 4月 ~	9,000	
4年 4月 ~	9,700	
5年 4月 ~	10,500	
6年 4月 ~	11,100	
7年 4月 ~	11,700	
8年 4月 ~	12,300	
9年 4月 ~	12,800	
10年 4月 ~	13,300	
17年 4月 ~	13,580	
18年 4月 ~	13,860	
19年 4月 ~	14,100	
20年 4月 ~	14,410	

時 期	定額保険料
平成 21年 4月 ~	14,660
22年 4月 ~	15,100
23年 4月 ~	15,020
24年 4月 ~	14,980
25年 4月 ~	15,040
26年 4月 ~	15,250
27年 4月 ~	15,590
28年 4月 ~	16,260
29年 4月 ~	16,490
30年 4月 ~	16,340
31年 4月 ~	16,410
令和 2年 4月 ~	16,540
3年 4月 ~	16,610
4年 4月 ~	16,590
5年 4月 ~	16,520
6年 4月 ~	16,980
7年 4月 ~	17,510

時 期	付加保険料
昭和45年10月~	350
昭和49年 1月~	400

保険料特例納付

時 期	特例保険料
昭和45年 7月~47年 6月	450
昭和49年 1月~50年12月	900
昭和53年 7月~55年 6月	4,000

2. 国民年金給付額の推移

(単位:円)

改正時期	老齢基礎年金	障害基礎年金		遺族基礎年金			寡婦年金	死亡一時金
		1級	2級	基本額	加算額			
					第二子まで	第三子から		
昭和49. 1							夫の受ける 老齢年金の 1/2	17,000
昭和50. 10								23,000
昭和51. 9								
昭和60. 5								
昭和61. 4	622,800	778,500	622,800	622,800	186,800	62,300	夫の第1号被保険者期間に相当する老齢基礎年金の3/4	100,000 ～ 200,000
昭和62. 4	626,500	783,100	626,500	626,500	187,900	62,700		
昭和63. 4	627,200	784,000	627,200	627,200	188,100	62,700		
平成 元. 4	666,000	832,500	666,000	666,000	192,000	64,000		
平成 2. 4	681,300	851,600	681,300	681,300	196,400	65,500		
平成 3. 4	702,000	877,500	702,000	702,000	202,400	67,500		
平成 4. 4	725,300	906,600	725,300	725,300	209,100	69,700		
平成 5. 4	737,300	921,600	737,300	737,300	212,500	70,800		
平成 6. 4	747,300	934,100	747,300	747,300	215,400	71,800		
平成 6. 10	780,000	975,000	780,000	780,000	224,400	74,800		
平成 7. 4	785,500	981,900	785,500	785,500	226,000	75,300		平成6年 11月 120,000 ～ 320,000
平成10. 4	799,500	999,400	799,500	799,500	230,000	76,700		
平成11. 4	804,200	1,005,300	804,200	804,200	231,400	77,100		
平成15. 4	797,000	996,300	797,000	797,000	229,300	76,400		
平成16. 4	794,500	993,100	794,500	794,500	228,600	76,200		
平成17. 4	792,100	990,100	792,100	792,100	227,900	75,900		
平成23. 4	788,900	986,100	788,900	788,900	227,000	75,600		
平成24. 4	786,500	983,100	786,500	786,500	226,300	75,400		
平成25. 10	778,500	973,100	778,500	778,500	224,000	74,600		
平成26. 4	772,800	966,000	772,800	772,800	222,400	74,100		
平成27. 4	780,100	975,100	780,100	780,100	224,500	74,800		
平成28. 4	780,100	975,125	779,300	779,300	224,500	74,800		
平成29. 4	779,300	974,125	779,300	779,300	224,300	74,800		
平成31. 4	780,100	975,125	780,100	780,100	224,500	74,800		
令和 2. 4	781,700	977,125	781,700	781,700	224,900	75,000		
令和 3. 4	780,900	976,125	780,900	780,900	224,700	74,900		
令和 4. 4	777,800	972,250	777,800	777,800	223,800	74,600		
令和 5. 4 (67歳以下)	795,000	993,750	795,000	795,000	228,700	76,200		
(68歳以上)	792,600	990,750	792,600	792,600	228,700	76,200		
令和 6. 4 (68歳以下)	816,000	1,020,000	816,000	816,000	234,800	78,300		
(69歳以上)	813,700	1,017,125	813,700	813,700	234,800	78,300		
令和 7. 4 (69歳以下)	831,700	1,039,625	831,700	831,700	239,300	79,800		
(70歳以上)	829,300	1,036,625	829,300	829,300	239,300	79,800		

※平成27年10月から施行された被用者年金一元化法により、平成28年度から端数計算が変更された。

※令和5年度の年金額は、67歳以下の方は賃金変動、68歳以上の方は物価変動により改定。

※令和6年度の年金額は、68歳以下の方、69歳以上の方共に賃金変動により改定。

※令和7年度の年金額は、69歳以下の方、70歳以上の方共に賃金変動により改定。

(単位:円)

改正時期	老齡年金(旧法)		障害年金(旧法)		改正時期	老齡年金(旧法)		障害年金(旧法)	
	高齢者					高齢者			
	10年年金	5年年金	1級	2級		10年年金	5年年金	1級	2級
昭和49. 1	150,000	96,000	300,000	240,000	令和 6. 4	494, 340	420,800	㊸1, 020, 000 ㊹1, 017, 125	㊸816, 000 ㊹813, 700
昭和49. 9	174,150	111,456	348,300	278,640	令和 7. 4	503, 760	428,800	㊺1, 039, 625 ㊻1, 036, 625	㊺831, 700 ㊻829, 300
昭和50. 9	212,250	135,840	424,500	339,600					
昭和50.10		156,000							
昭和51. 9	246,000	180,000	495,000	396,000					
昭和52. 7	269,100	196,900	541,500	433,200					
昭和53. 7	287,100	210,100	577,600	462,100					
昭和54. 7	296,900	217,300	597,500	478,000					
昭和54. 8		241,300							
昭和55. 7	318,600	259,200	627,000	501,600					
昭和55. 8		271,200							
昭和56. 7	343,500	292,400	675,900	540,700					
昭和57. 8	357,500	304,300	703,500	562,800					
昭和59. 5	364,500	310,300	717,300	573,800					
昭和60. 5	376,900	320,800	741,800	593,400					
昭和61. 4	387,100	329,500	778,500	622,800					
昭和62. 4	389,400	331,500	783,100	626,500					
昭和63. 4	389,800	331,800	784,000	627,200					
平成 元. 4	404,600	344,400	832,500	666,000					
平成 2. 4	413,900	352,300	851,600	681,300					
平成 3. 4	426,500	363,000	877,500	702,000					
平成 4. 4	440,700	375,100	906,600	725,300					
平成 5. 4	447,900	381,300	921,600	737,300					
平成 6. 4	454,000	386,400	934,100	747,300					
平成 6.10	473,800	403,300	975,000	780,000					
平成 7. 4	477,100	406,100	981,900	785,500					
平成10. 4	485,700	413,400	999,400	799,500					
平成11. 4	488,500	415,800	1,005,300	804,200					
平成15. 4	484,200	412,100	996,300	797,000					
平成16. 4	482,700	410,800	993,100	794,500					
平成17. 4	481,300	409,600	990,100	792,100					
平成18. 4									
平成22. 4									
平成23. 4	479,300	407,900	986,100	788,900					
平成24. 4	477,800	406,700	983,100	786,500					
平成25. 4	477,800	406,700	983,100	786,500					
平成25.10	472,900	402,500	973,100	778,500					
平成26. 4	469,500	399,600	966,000	772,800					
平成27. 4	473,900	403,400	975,100	780,100					
平成28. 4	473,820	403,400	975,125	780,100					
平成29. 4	473,400	403,000	974,125	779,300					
平成31. 4	473,820	403,400	975,125	780,100					
令和 2. 4	474,900	404,200	977,125	781,700					
令和 3. 4	474,400	403,800	976,125	780,900					
令和 4. 4	472,440	402,200	972,250	777, 8000					
令和 5. 4	481,620	409,900	㊼993, 750 ㊽990, 750	㊼795, 000 ㊽792, 600					

①67歳以下
②68歳以上

③68歳以下
④69歳以上
⑤69歳以下
⑥70歳以上

(単位:円)

(単位:円)

老齢福祉年金		特別障害給付金 (月額)		
改正時期	年金額	改正時期	1級	2級
昭和45.10	24,000	平成17. 4	50,000	40,000
昭和46.11	27,600	平成18. 4	49,850	39,880
昭和47.10	39,600	平成19. 4	50,000	40,000
昭和48.10	60,000	平成20. 4		
昭和49. 9	90,000	平成21. 4	50,700	40,560
昭和50.10	144,000	平成22. 4	50,000	40,000
昭和51.10	162,000	平成23. 4	49,650	39,720
昭和52. 8	180,000	平成24. 4	49,500	39,600
昭和53. 8	198,000	平成25. 4	49,500	39,600
昭和54. 8	240,000	平成25.10	49,500	39,600
昭和55. 8	270,000	平成26. 4	49,700	39,760
昭和56. 8	288,000	平成27. 4	51,050	40,840
昭和57. 9	301,200	平成28. 4	51,450	41,160
昭和59. 6	307,200	平成29. 4	51,400	41,120
昭和60. 6	318,000	平成30. 4	51,650	41,320
昭和61. 4	326,400	平成31. 4	52,150	41,720
昭和62. 4	328,800	令和 2. 4	52,450	41,960
昭和63. 4	330,000	令和 3. 4		
平成 元. 4	340,800	令和 4. 4	52,300	41,480
平成 2. 4	348,600	令和 5. 4	53,650	42,920
平成 3. 4	359,200	令和 6. 4	55,350	44,280
平成 4. 4	371,100	令和 7. 4	56,850	45,480
平成 5. 4	377,300			
平成 6. 4	382,400			
平成 6.10	399,600			
平成 7. 4	402,400			
平成10. 4	409,600			
平成11. 4	412,000			
平成15. 4	408,300			
平成16. 4	407,100			
平成17. 4	405,800			
平成23. 4	404,200			
平成24. 4	402,900			
平成25.10	398,800			
平成26. 4	395,900			
平成27. 4	399,700			
平成29. 4	399,300			
平成31. 4	399,700			
令和 2. 4	400,500			
令和 3. 4	400,100			
令和 4. 4	398,500			
令和 5. 4	406,100			
令和 6. 4	416,900			
令和 7. 4	424,900			

令和7年度版
福島市の国民年金概要
(令和6年度 実績)

編集 発行 福島市市民・文化スポーツ部国保年金課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
Tel024-525-3738(直通)